〒778-0004
三好市池田町シンマチ1466

丸浦工業（株）　殿

令和 4年 12月 23 日

計量証明事業登録 徳島県第52号(濃度)
〒770-8532 徳島[illegible]丁目58-1
TEL 088(655)111[illegible](624)3130
一般社団法人徳島[illegible]
会　　長　水口[illegible]
計量管理者　竹田[illegible]
環境計量士(濃度関係)　第[illegible]号

計 量 証 明 書

試料種別	地　下　水	採取者名	丸浦工業(株)　立石　芳弘
業務名等	水質検査		
採取場所	三好市池田町佐野字北沼谷2721-30他		
受付年月日	令和　4年　12月　13日	温　度	気　温　1.0℃　水　温　10.0℃
天　候	前日　雨　当日　晴	採取日時	令和　4年　12月　12日 8時　30分
(注) 収集及び持込試料の場合、上記内容は依頼者の申し出により記入しました。			

ご依頼の試料について計量の結果を下記のとおり証明いたします。

計量の対象	単　位	計 量 値	定量下限値	計 量 の 方 法
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 付表3 及び昭和49年環境庁告示第64号付表3
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.003	JIS K 0102 55.3
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	JIS K 0102 54.3
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05	JIS K 0102 65.2.4
ひ素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	JIS K 0102 61.2
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	JIS K 0102 38.1.2及び38.3
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002	JIS K 0125 5.2
1.2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004	JIS K 0125 5.2
1.1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.02	JIS K 0125 5.2
シス-1.2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04	JIS K 0125 5.2
1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	0.3 未満	0.3	JIS K 0125 5.2
備　考	計量欄の未満表示の数値は定量下限値を示す。 計量欄の不検出とは定量下限値未満を示す。			

〒778-0004
三好市池田町シンマチ1466

丸浦工業（株） 殿

令和 4年 12月 23 日

計量証明事業登録 徳島県第52号(濃度)
〒770-8532 徳島[illegible]丁目58-1
TEL 088(655)111[illegible]4)3130
一般社団法人徳島[illegible]
会 長 水口[illegible]
計量管理者 竹田[illegible]
環境計量士(濃度関係) 第1224号

計 量 証 明 書

計量の対象	単位	計量値	定量下限値	計量の方法
1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006	JIS K 0125 5.2
1.3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002	JIS K 0125 5.2
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6第1
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02	昭和46年環境庁告示第59号 付表6第1
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01	JIS K 0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	JIS K 0102 67.2
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	昭和49年環境庁告示第64号 付表1
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2	JIS K 0102 34.1
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	JIS K 0102 47.1
アンモニア・アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1.4	0.1	JIS K 0102 42.1 及び 42.2 JIS K 0102 43.1 及び 43.2
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
		以下余白		